

【外国・国内・国際機関において重要な公的地位を有する者等の確認・ご申告について】

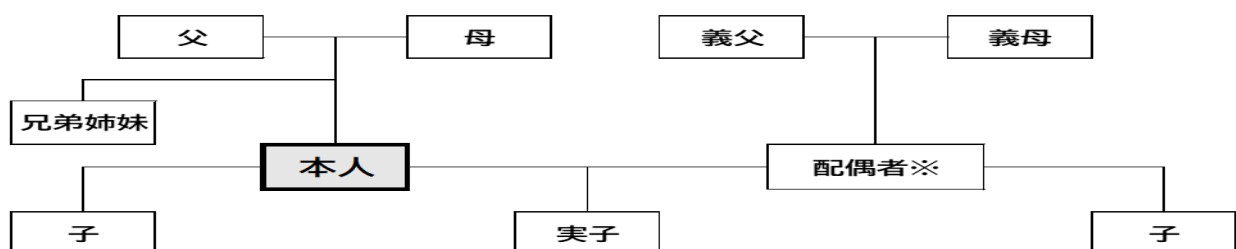
金融機関等は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯罪収益移転防止法)」により、お客さまと一定の取引を行う際に、お客さまおよびそのご家族、法人のお客さまは実質的支配者の方およびそのご家族が、「外国 PEPs」に該当するか否かの確認をする必要があります。

また、「国内 PEPs」・「国際機関 PEPs」に該当するかの確認についてもお協力をお願いしております。

なお、重要な公的地位にある方等との一定のお取引に際しましては、複数の本人確認書類のご提示をいただくなど追加的なご対応をお願いさせていただきます。

外国 PEPs
外国の元首、外国政府等において重要な公的地位にある(過去にあった)方、およびそのご家族の方を指します。
1. 以下の「外国の重要な公的地位にある者」に該当する方または過去にこれらの者であった方 ① 外国の元首 ② 外国政府において以下の職に相当する職にある者 ・日本における内閣総理大臣、国務大臣、副大臣 ・日本における衆議院(副)議長、参議院(副)議長 ・日本における最高裁判所裁判官 ・日本における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表、全権委員 ・日本における統合幕僚(副)長、陸上幕僚(副)長、海上幕僚(副)長、航空幕僚(副)長 ③ 外国の中央銀行の役員 ④ 外国の予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員 2. 上記1に掲げる者の家族(配偶者(事実婚を含む)、父母、子、兄弟姉妹、配偶者の父母および配偶者の子)
国内 PEPs
日本国の元首、政府等において重要な地位にある(過去にあった)方、およびそのご家族の方を指します。
1. 以下の「日本国の重要な公的地位にある者」に該当する方または過去にこれらの者であった方 ① 日本国の元首 ② 日本国政府において以下の職にある者 ・内閣総理大臣、国務大臣、副大臣 ・衆議院(副)議長、参議院(副)議長 ・最高裁判所裁判官 ・特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表、全権委員 ・統合幕僚(副)長、陸上幕僚(副)長、海上幕僚(副)長、航空幕僚(副)長 ③ 日本銀行の役員 ④ 日本国の予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員 2. 上記1に掲げる者の家族(配偶者(事実婚を含む)、父母、子、兄弟姉妹、配偶者の父母および配偶者の子)
国際機関 PEPs
国際機関(*)において重要な公的地位にある(過去にあった)方、およびそのご家族の方を指します。
1. 国際機関の長官、副長官および理事会やそれと同等な委員会のメンバーといった上級管理者 2. 上記1に掲げる者の家族(配偶者(事実婚を含む)、父母、子、兄弟姉妹、配偶者の父母および配偶者の子) (*)国際機関とは、条約締結権を有するメンバー国間の正式な政治協定により設立された団体 具体例: 国際連合(UN)、国連開発計画(UNDP)、国連児童基金(UNICEF)、国際労働機関(ILO)、世界保健機関(WHO)など (参考文献 出入国在留管理庁 HP 国際機関一覧)

重要な公的地位にある方のご家族の範囲



※事実上婚姻関係同様の事情にある方を含みます。